

居宅介護支援契約書

(令和6年4月1日現在)

_____ (以下、「利用者」と言います。)とふきのとう居宅介護支援事業所(以下、「事業者」と言います。)は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次の通り契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って居宅サービス計画の作成を支援し、居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条 (契約期間)

1. この契約の期間は、令和____年____月____日から、利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 有効期間満了日までに、事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 (介護支援専門員)

事業者は、介護保険法の定める介護支援専門員を利用者へのサービス担当者として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

第4条 (居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者のサービス選定を求めます。
- ③ 利用者及びその家族は、居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業所等について、複数の事業所の紹介を求めることや当該事業所を位置付けた理由について説明を求めることができます。
- ④ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6か月に作成した当該事業所の居宅サービス計画(ケアプラン)総数に利用を位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合をご利用者及びその家族に説明致します。
- ⑤ 提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑥ 居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅サービス等について、保険給付の対象になるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料について、利用者及びその家族に説明し、

利用者から文書による同意を得ます。

- ⑦ 通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、区市町村にケアプランを届け出て地域ケア会議の開催等により、届け出されたケアプランの適正検証を行います。
- ⑧ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条（経過観察・再評価）

- ① 事業者は、居宅サービス計画作成後、その実施状況の把握（以下、「モニタリング」といいます。）のため利用者及びその家族、指定居宅サービス事業所との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも月一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接して生活状況について定期的に再評価を行い、状況に変化があれば、居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分の変更申請の支援等の必要な援助を行います。

※以下の要件を設けた上でテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とさせていただきます。

- ・テレビ電話装置等の利用について文書により利用者より同意を得ること。
- ・サービス担当者会議等において以下に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - (1) 利用者の心身の状態が安定していること。
 - (2) 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
 - (3) テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
- ・少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること。

- ② 事業者は、事業者と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めます。

第6条（医療機関との連携及び主治医への連絡）

- 1. 事業者は、居宅サービス計画作成時や変更時、及び入退院時やその他サービス利用時において必要な時は、関連する医療機関や主治医と連絡をとり、連携を図ります。
- 2. 事業者は、利用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先の医療機関に提供するように依頼します。
- 3. 事業者は、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治医の意見を求め、その主治医に対し居宅サービス計画書を交付します。
- 4. 事業所は、指定居宅サービス事業者等から情報の提供を受けた時その他必要と認める時は、利用者の服薬状況、口腔機能その他の心身又は生活状況に係る情報について、利用者の同意を得た上で主治医や歯科医師又は薬剤師への提供を行います。

第7条（施設入所への支援）

事業者は利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の

紹介、その他の支援を行います。

第8条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第9条（給付管理）

事業者は居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

第10条（要介護認定等の申請に係る援助）

1. 事業者は、利用者が要介護認定（以下、「要介護認定等」といいます。）更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるように利用者を援助します。

2. 事業者は、利用者が希望する場合には、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第11条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、居宅介護支援の提供に関して記録することとし、これを本契約終了後2年間保管します。

2. 利用者は、事業者の営業時間内に、その事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

3. 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

4. 第13条第1から第3項の規定により、利用者又は事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画及び実施状況に関する書面を作成し利用者に交付します。

第12条（利用料金）

1. 事業者が提供する居宅介護支援に関する料金規定は、〈契約書別表〉の通りです。

2. 前項の料金規定は関係法令及び告示・通達等に基づいて定められるため、計画期間中に関係法令及び告示・通達等が改定された場合には、改定後の金額を適用するとともに、改定後もこの契約は有効に存続するものとします。

第13条（契約の終了）

1. 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでも解約することができます。

2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3. 事業者は、利用者またはその家族が、事業者や介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

4. 次の事項に該当した場合は自動的に終了します。

① 利用者が介護保険施設に入所された場合

② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援 1、要支援 2 と認定された場合

③ 利用者が死亡された場合

5. 利用者の要介護認定区分が、要支援 1、要支援 2 と認定された場合においては、事業者は当該利用者住所地を管轄する地域包括支援センターを紹介する等の便宜を図ります。

第 14 条（秘密保持）

1. 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報はいりません。

3. 事業者は、利用者の家族から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議において、当該家族の個人情報はいりません。

第 15 条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、その損害を賠償します。

第 16 条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者やその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第 17 条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等に関する要望・苦情に対し、迅速かつ適切に対応します。

第 18 条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第 19 条（本契約に定めない事項）

1. 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとする。

2. 本契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第 20 条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを合意します。

第 2 1 条（第三者評価の実施状況）

当事業所の第三者による評価の実施状況等は次の通りです。

第三者による評価の実施状況	1・あり	実施日	年 月 日
		評価機関名	
		結果の開示	1・あり 2・なし
	②・なし		

本契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者

事業者

<名 称> 医療法人社団翔洋会 ふきのとう居宅介護支援事業所
(介護保険事業者番号 東京都 1372000164 号)

<住 所> 東京都練馬区大泉学園町8丁目24番地25号

<電 話> 03-3924-2693

<代表者名> 理事長 辻 正純

利用者

<住 所> _____

<電 話> _____

<氏 名> _____

代理人

<住 所> _____

<電 話> _____

<氏 名> _____ (利用者との続柄 _____)

代理人は、利用者の契約意思を確認し、利用者の代わりに上記記名を行いました。

代理人は、本契約にかかる一切の債務を負わないものとします。